

○ 第4回(8月3日)の主な論点【火災予防の実効性向上】

- ・火災予防に係る国民の責務の法定 2ページ
- ・出火防止対策の強化 3ページ
- ・火災危険性評価の導入 4ページ
- ・消防法令の履行確保方策 5ページ
- ・消防法令違反等の公表制度の創設 6ページ
- ・複合ビル等の防火管理・責任体制の明確化 7ページ

○ 第5回(9月15日)の主な論点【火災予防に係る規制の合理化】

- ・規制体系の再編 8ページ
- ・性能規定化に伴う性能評価システムの整備 13ページ
- ・小規模事業所及び大規模・高層建築物等の防火安全対策 14ページ
- ・消防用機器等の公的認証制度のあり方 16ページ
- ・講習制度のあり方 18ページ

火災予防に係る国民の責務の法定

論点整理の方向(案)

主な意見等

(1) 国民の責務の規定の必要性

現在の消防法令の基本的枠組が概成した昭和40年代後半に比べ、火災予防をめぐる社会情勢が次のとおり大きく変化していることを踏まえると、火災予防に関する国民意識の高揚の必要性について、改めて、法律上、明らかにする必要があるのではないか。

- ・ 火災被害の中心が、かつてのデパート、ホテル等の大規模事業所から、近年、雑居ビル等の小規模事業所・福祉施設、一般住宅に移っていること。
- ・ 都市化や核家族化、高齢化の進展等に伴い、地域社会における防火活動の担い手の確保が課題となる中、住民の「自助」「共助」を通じた火災予防活動の再構築が求められていること。
- ・ 限られた行政資源の有効活用の観点からも、事業所が自ら考えて、火災予防に取り組むよう意識を改善することが求められていること。

(2) 国民の責務規定の法定により期待される効果

上記のような社会情勢の変化等を考えると、火災予防のため国民に期待される具体的な行動としては、次のようなものが考えられるのではないかと。

- ・ 身近な火災危険の認識と防火への備え
- ・ 地域における防火活動への自主的参加
- ・ 事業活動における火災予防の自主的推進
- ・ 火災予防に係る社会人(従業員)一般及び年少者への教育

※ 上記とあわせて、国や地方公共団体、事業者等の一般的責務の明確化(法定)についてもさらなる検討が必要ではないかと。

- ・ 一般論としての国民の責務を明確化する必要性はある。
- ・ 積極的に国民の意識を変えるべきものがあれば法定化するべきであるが、責務規定ありきの議論ではなく、今回の法改正に係る制度設計の内容を踏まえた上で、最後に議論すべき課題ではないかと。
- ・ 火災被害の中心が小規模事業所・福祉施設、一般住宅に移っていることを踏まえれば、その対策は必要であるが、責務規定がその対策として有効かどうかは疑問。
- ・ 事業者等のプロフェッショナルと異なる消費者を含めた国民一般に対する責務規定は、規定そのものの効果というより、事後的に責務があるという使われ方をされる懸念があるのではないかと。

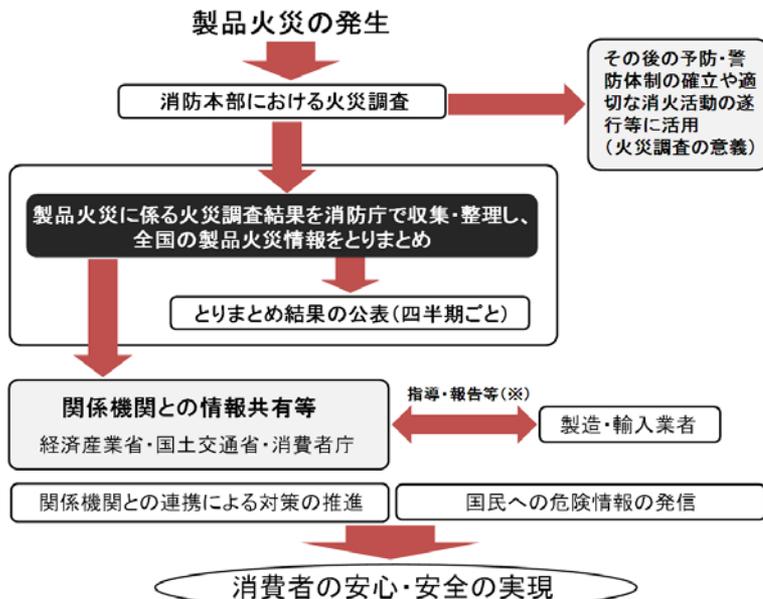
出火防止対策の強化

論点整理の方向(案)

○ 消防機関に対し、製品火災に係る火災調査における製造・輸入業者への資料提出命令権、報告徴収権等を付与すべきではないか。

←現行制度では、質問権は「関係のある者」(およそ何らかの関係を有する者一切)に対し付与されているが、資料提出命令権及び報告徴収権は「関係者」(消防対象物の所有者、管理者又は占有者)に限られている。

【参考】製品火災に係る火災調査結果の活用体制



※電気用品や燃焼機器については、消費生活用製品安全法に基づき製造・輸入業者に対し、内閣総理大臣が体制整備命令(情報収集体制等)を、経済産業大臣が危害防止命令(回収等)を行うことができる。

※自動車については、道路運送車両法に基づき自動車製作者等に対し、国土交通大臣が改善措置の勧告・命令を行うことができる。

主な意見等

- ・ 資料提出命令については、製造・輸入業者に限らず火災原因に関わる者すべてを対象としてもよいのではないかと。
- ・ 火災発生前の製品事故等も含めた網羅的な検討体制の構築との関係を併せて検討すべき。
- ・ 消費者行政やNITE(独立行政法人製品評価技術基盤機構)など他機関との連携を強化すべきではないかと。
- ・ 現場調査への技術者立会いについては、日本においては、専門知識の必要性からの肯定論と、情報操作・隠ぺいのリスクの観点からの否定論とで議論が分かれている状況。

火災危険性評価の導入

論点整理の方向(案)

主な意見等

○ 消防法令上火災危険性評価を導入する場合には、対象となる事業所等の規模ごとに概ね以下のとおり整理し、検討を進めてはどうか。

① 小規模事業所等

現在、防火管理者の設置や消防計画の作成等の義務を負わない小規模な事業所等については、建物の使用開始前の段階で簡易な防火に係る自己診断を行い、消防機関に提出することを求めることとしてはどうか。

このためには、現在、火災予防条例を根拠に行われている「使用開始届」を消防法令上の手続きとして位置付ける必要があるのではないか。

② 中規模事業所等

現在、防火管理者の設置や消防計画の作成等の義務を課せられている一定規模以上の事業所等については、消防計画の作成過程で火災危険性評価の手法が活用されるよう検討することとしてはどうか。

③ 大規模事業所等

複雑化・多様化した大規模・高層の事業所等については、例えば規制の適用単位などについて、個々の建築物等の特性に応じて特別な取扱いを講じることができる枠組を導入する際に、専門的な火災危険性評価の実施を求めることが考えられるのではないか。

※ 簡易な様式、ガイドラインの作成など、事業所等の過度の負担にならないような工夫、専門的な火災危険性評価の担い手の確保などについて、さらなる検討が必要ではないか。

- ・ グループホーム等の火災をみると、消防機関による建物の把握状況が問題として挙げられるので、開設時に消防機関に届出を法律で義務付けることは有効ではないか。また自主的な火災危険性評価の普及が期待できるのではないか。
- ・ 小規模事業所等について使用開始届出を義務付けることは本当に機能するのか疑問。消防計画の作成や防火管理者の設置義務のない小規模事業所等に対して、火災危険性評価を行うことを義務付けるのは難しいのではないか。
- ・ 危険性評価については、事業所の規模により、性格がかなり異なるのではないか。特に大規模事業所等については、誰がどのような評価基準で評価をするのか整理することが重要ではないか。
- ・ 大規模事業所等については、既にハード面・ソフト面の様々な規制が課せられている中で、火災危険性評価を導入することにより、二重の規制となり、負担が増大するのではないかと懸念している。

消防法令の履行確保方策

論点整理の方向(案)	主な意見等
<p>(1)「防火対象物点検報告制度」(H16～)の実効性向上</p> <p>「防火対象物点検報告制度」の実効性向上のための方策が必要ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 点検報告義務違反に対して制裁的な公表制度を適用してはどうか。・ 点検結果を受けて法令違反の改善を図る義務を明文化してはどうか。・ 現行制度では、建物単位ですべての管理権原者(事業所等)が基準を満たしている場合に限り表示ができるが、各管理権原者(事業所等)の単位での表示を可能とする措置を講じてはどうか。 <p>(2)新たな履行確保方策の導入</p> <p>現行の罰則を通じた間接的な強制に加え、より直接的な履行確保方策の導入を検討してはどうか。</p> <p>※具体的に想定される新たな履行確保方策としてどのようなものが考えられるか。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 直接強制 (直接的な実力行使による使用禁止等) (参考)消防法第29条(消火活動中の緊急措置) 消火若しくは延焼の防止又は人命救助のために必要があるときは、火災が発生せんとし、又は発生した建築物等の使用、処分又はその使用を制限することができる規定。・ 執行罰 (期限内に履行しない場合に繰り返し過料を科すもの) → 現在砂防法においてのみ規定例があるが、適用例に乏しく、実際の導入に向けては慎重な検討が必要ではないか。・ 緊急の場合の略式の代執行 → 消防法第3条(屋外における火災の予防又は消防活動の障害除去のための措置命令等)及び第5条の3(消防吏員による防火対象物における火災の予防又は消防活動の障害除去のための措置命令)において導入されているが、他の各措置命令においても類似のスキームの構築は考えられるか。	<ul style="list-style-type: none">・ 点検報告がきちんと自主的に行われる仕組みが必要。悪い結果が出たところや未報告のところに消防機関が行くような仕組みが有効ではないか。・ 多くのテナントが点検報告をしっかりと、一部に不備があっても点検済み表示ができないと、モチベーションが下がる。改善を図る必要がある。・ 消防法第29条は非常に強力な権限を定めているが、火災が発生している際に被害を最小限に留めるために規定されたものなので、火災予防の分野にどれだけ拡大できるかは検討を要する。・ 執行罰は、延滞料のようなものを指し民事執行ではよく用いられているものであり、有効であると思われる。直接強制と執行罰の民事における適用例について調べるとよいのではないか。現在の代執行法でできる範囲を検討し、その上でできない範囲を執行罰と直接強制のどちらで手当てするか検討する必要がある。

消防法令違反等の公表制度の創設

論点整理の方向(案)	主な意見等
<p>○ 法令違反等の公表について、以下の2つに分けてそれぞれ制度の創設を検討してはどうか。</p> <p>(1) 重大な法令違反の是正を目的とした公表</p> <p>消防法令違反に対する各種是正命令・直罰規定に係る告発の制度に加えて、重大な法令違反の是正を目的とした制度として、違反建築物・事業所等を公表することができる制度を創設することとしてはどうか。</p> <p><他法令における例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者雇用促進法に基づく障害者雇入れ計画の適正実施勧告等に従わない場合の公表制度 ・ 食品衛生法に基づく処置命令・行政指導の対象となった営業者等の公表制度 <p>(2) 各種届出状況や立入検査の結果等の情報の公表</p> <p>消防法令に定める各種届出の状況、立入検査の結果等の情報を、一定の用途・規模の建築物・事業所等について消防機関が公表する制度を創設するとともに、当該制度を活用して各業種ごとに行われている情報公開・評価等の制度において火災予防に係る情報・評価を含めるよう働きかけることとしてはどうか。</p> <p>※ 制度の具体的な内容について、法令等で全国一律に定めるか、市町村等の判断に委ね条例等で定めることとするか、さらなる検討が必要ではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ (1)の法令違反是正のための公表は、効果発揮までに時間を要することも多く、行政機関としてどういう場面で使うのか議論する必要がある。 ・ 制裁的公表をしても法令遵守意識の薄い人には効果がない。 ・ 大規模ビルで、一部テナントの瑕疵のため、ビル全体が違反として公表されるのは割に合わない。 ・ 行政機関には、公表時の公平さや正確さの確保が要求されるので、公表に係る消防機関側の事務量が過大とならないような制度とすべき。 ・ 公表の対象や方法については、市町村の裁量で決められるよう条例に委ねてよいのではないか。

複合ビル等の防火管理・責任体制の明確化

論点整理の方向(案)

- 複合ビル等の防火管理・責任体制を明確にすべきではないか。
- ・ 複合ビル等の防火管理については、「管理権原者」の責任を基本とする現行制度の下で、オーナー・管理会社側とテナント側の分担・連携関係に課題があるのではないか。
 - ・ 構造上区分された複数の部分を独立した用途に供することができるビルについては、「建物全体で講ずべき安全対策」と「専有部分で講ずべき安全対策」とを仕分けして適用することを基本に再整理する方向で検討してはどうか。

【再整理のイメージ】

	【全体で講ずべき安全対策】	【専有部分で講ずべき安全対策】
ソフト (防火管理) 二階層の体制構築を義務付け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体の統括を行う者の選任 ・ 全体の消防計画の策定(専有部分の計画に定める部分を除く) ・ 全体の消防訓練の実施(専有部分が独自に実施するものを除く) …共有部分の担当及び全体の連絡調整を任務 〔テナント入れ替えのフォローアップ等を含む〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専有部分の防火管理者の選任 ・ 専有部分の消防計画の策定 ・ 専有部分の消防訓練(用途の特殊性に着目した訓練)の実施 …各専有部分の担当を任務
選任すべき責任者	「統括防火管理者」(仮) …講習修了者などの有資格者	「専有部分防火管理者」(仮) …一定規模以上の専有部分は講習修了者などの有資格者
ハード (設備) 現行の考え方を再整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警報設備 自動火災報知設備、警報設備 など ・ 避難設備 避難器具、誘導灯・標識、スプリンクラー設備(大規模建物の避難確保のためのものに限る。) など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火設備 消火器、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備(避難困難施設の初期消火確保のためのものに限る。) など ・ 消防活動支援施設 排煙設備、連結送水管 など

主な意見等

- ・ 実現できれば、建築物のオーナーが防火管理をしっかりと実施するテナントを選んで入居させる仕組みが構築できるのではないか。
- ・ 建築物のオーナーは、専有部分で不備があっても是正できる権限がない。責任だけが生じるのでは困る。
- ・ 現在の建築物の安全性確保の上で重要なのは、共用部分や各テナントと共用部分との関係。そのために統括防火管理者の役割を強化する方策を考えるべき。
- ・ 大規模ビルと雑居ビルでは事情が異なるのではないか。テナントだけではなく、オーナーも行方不明というような雑居ビルでは実効性が確保できるのか疑問。
- ・ オーナー側とテナント側とが応分の負担と責任を担える制度となるようにすべき。

※ 相対的に責任・業務の小さいテナント等の事務負担を軽減する方策について、さらなる検討が必要ではないか。

規制体系の再編

論点整理の方向(案)	主な意見等
<p>(1) 規制体系の再編の方向性</p> <p>ソフト・ハードの各規制内容について個別・並列的に義務づける方式から、ソフト面・ハード面を合わせ、建築物等において総合的に防火・防災性能を確保することを義務付ける方式に転換する方向で検討してはどうか。(P9～11参照)</p> <p>(2) 建築物等の用途区分の再編・大括り化</p> <p>現行の用途区分を、防火・防災の観点から着目すべき特性に応じて再編・大括り化してはどうか。(P12参照)</p> <p>(3) 防火管理制度・防災管理制度の統合</p> <p>防火管理制度(火災)と防災管理制度(地震等)を一本化してはどうか。</p> <p>防火管理対象のうち一部の大規模・高層建築物等については、地震等の災害についてもあわせて対応するという考え方に立って、制度を簡素化してはどうか。</p> <p>※ 具体的な再編、大括り化の内容や要求されるソフト・ハード対策の組み合わせ(例示)、既存遡及・不遡及の取扱い、他法令との関係等について、さらなる検討作業が必要。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 総合的な防火・防災性能の確保や用途区分の大括り化という基本的な方向は良い。・ 用途区分や性能水準の具体化にあたっては、テナントの用途変更が頻繁に行われる複合ビルの実態や、ソフト面の対策はハード面の対策に比して不安定性があるといった問題点等を踏まえて、十分な検討が必要。・ 性能規定化の結果、審査に要する時間やコストが増加しないよう、認定された新たな手法の仕様規定化やガイドラインの整備等に取り組むべき。・ 意欲のある者に防火性能を満たす新しい方法を認める道を開く一方で、既定の仕様等により簡便に防火性能を満たす方法を選ぶことも可能にしておくことが必要。・ 防火管理制度と防災管理制度は一本化すべき。

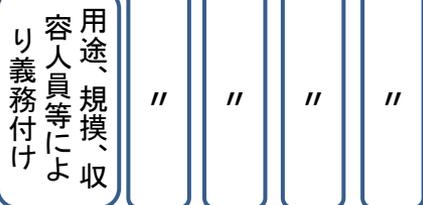
規制体系の再編のイメージ

一定の用途、規模の事業所等

現

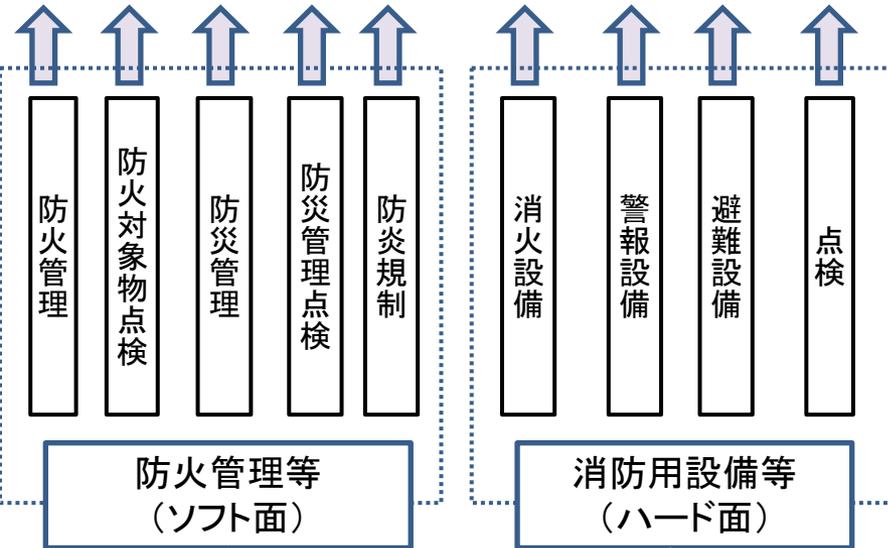
防火管理等
(ソフト面)

消防用設備等
(ハード面)



新

用途、規模等に応じて必要な防火性能の水準
の確保を義務付け (5~6レベル程度)



各レベルの性能を満足する組み合わせを
基準として例示

防火性能を満足する他の方法の選択も許容

消防法上要求される防火安全対策（飲食店の場合）

ソフト面で求められる防火安全対策

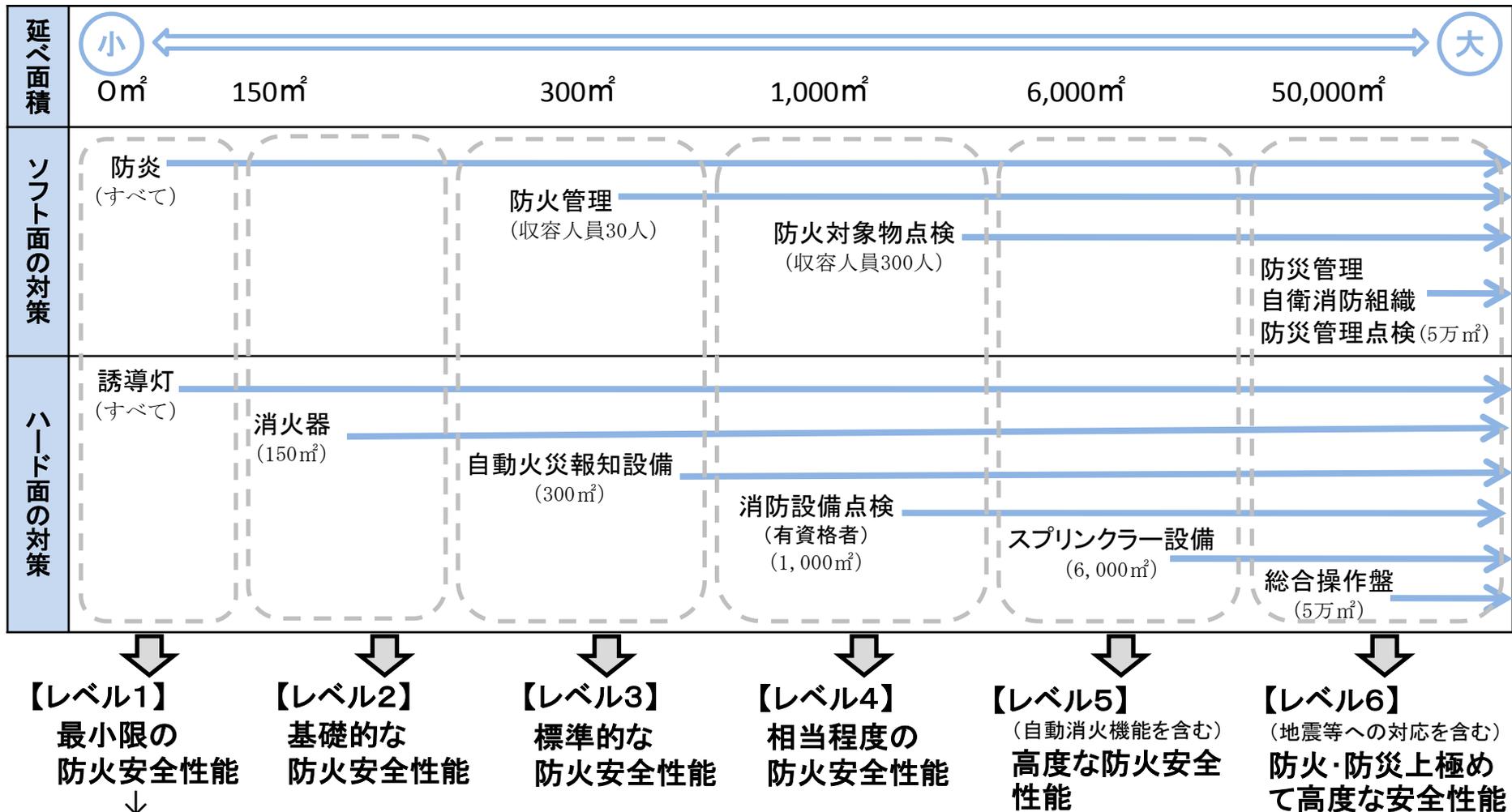
防火安全対策	対 象	制度施行年度
防火管理 (防火管理者の選任、消防計画の作成等)	収容人員 30人以上	S36～
防火対象物点検 (防火管理の状況を有資格者が点検報告)	収容人員 300人以上	H16～
防災管理 (大規模建築物等の地震対応等)	延べ面積 50,000㎡以上	H21～
自衛消防組織 (大規模建築物等の応急体制)		
防災管理点検 (防災管理の有資格者点検)		
防災規制 (カーテン、じゅうたん等の防災性能の確保)	すべて	S43～

ハード面で求められる防火安全対策

防火安全対策		対 象	制度施行年度
消火	消火器具	延べ面積 150㎡以上	S36～
	屋内消火栓設備	延べ面積 700㎡以上 (建築構造等により倍読み・3倍読みあり)	
	スプリンクラー設備	延べ面積 6,000㎡以上	
	屋外消火栓設備	延べ面積 3,000㎡以上 (建築構造等により倍読み・3倍読みあり)	
	動力消防ポンプ設備		
警報	自動火災報知設備	延べ面積 300㎡以上	
	漏電火災警報器	延べ面積300㎡以上 (ラスモルタルのみ)	
	消防機関へ通報する火災報知設備	延べ面積 1,000㎡以上	
	非常警報設備	非常ベル	
放送設備		収容人員 300人以上	
避難	避難器具	収容人員 50人以上の階	
	誘導灯	すべて	
総合操作盤(防災センター)		延べ面積 50,000㎡以上	H16～
消防設備点検	有資格者によるもの	延べ面積 1,000㎡以上	S50～
	上記以外	すべて	

* 建物全体の規模等に応じて義務付けられている一般的な対策を記載

消防法令の規制体系の再編のイメージ(飲食店の場合)



使用開始届・防火に関する簡易な自己診断を新たに求めるか。

- * 各用途区分ごとに、例えば延べ面積を指標として、事業所等に求められる防火安全性能を5～6段階程度にランク分け
- * 各ランクで求められる防火安全性能を満たすためのソフト面・ハード面の対策の標準的な組合せを設定(必要に応じ、特定の用途では微調整を検討)
- * 用途区分自体についても、用途ごとの火災被害発生リスクを改めて分析・整理し、大括り化の方向で見直し

建築物等の用途区分の再編・大括り化のイメージ

<現>

(1)	劇場、映画館等
(2イ)	キャバレー等
(2ロ)	遊技場又はダンスホール
(2ハ)	性風俗特殊営業店
(2ニ)	カラオケボックス等
(3)	料理店等 飲食店
	：
(5イ)	旅館、ホテル等
(5ロ)	寄宿舍、下宿又は共同住宅
(6イ)	病院、診療所等
(6ロ)	特別養護老人ホーム等
	：
(7)	学校等
	：
(12イ)	工場等
	：
(13イ)	駐車場等
	：
(14)	倉庫
(15)	その他の事業所
(16)	複合用途防火対象物

<新>

【第1グループ】 <table border="1"> <tr> <td>不特定利用</td> <td>寝泊まり</td> <td>避難困難</td> <td>出火等危険大</td> </tr> <tr> <td>▲</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>▲</td> </tr> </table>	不特定利用	寝泊まり	避難困難	出火等危険大	▲	●	●	▲	<ul style="list-style-type: none"> 主として自力避難困難な者が入所する福祉施設等
不特定利用	寝泊まり	避難困難	出火等危険大						
▲	●	●	▲						
【第2グループ】 <table border="1"> <tr> <td>▲</td> <td>●</td> <td>▲</td> <td>▲</td> </tr> </table>	▲	●	▲	▲	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の福祉施設 病院 利用客の寝泊まりを伴う施設 個室型遊興店舗 				
▲	●	▲	▲						
【第3グループ】 <table border="1"> <tr> <td>●</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>●</td> </tr> </table>	●	×	×	●	上記以外で不特定多数の者が利用し、出火・延焼拡大危険性が比較的高いもの				
●	×	×	●						
【第4グループ】 <table border="1"> <tr> <td>●</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>▲</td> </tr> </table>	●	×	×	▲	不特定多数の者が利用し、出火・延焼拡大危険性が比較的低いもの				
●	×	×	▲						
【第5グループ】 <table border="1"> <tr> <td>×</td> <td>▲</td> <td>×</td> <td>▲</td> </tr> </table>	×	▲	×	▲	特定の者が居住・勤務する施設				
×	▲	×	▲						
【第6グループ】 <table border="1"> <tr> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>	×	×	×	×	無人又はごく少数の関係者等しか出入りしない施設				
×	×	×	×						
(複合ビルの規制のあり方と併せて検討)									

高

必要となる防火性能

低

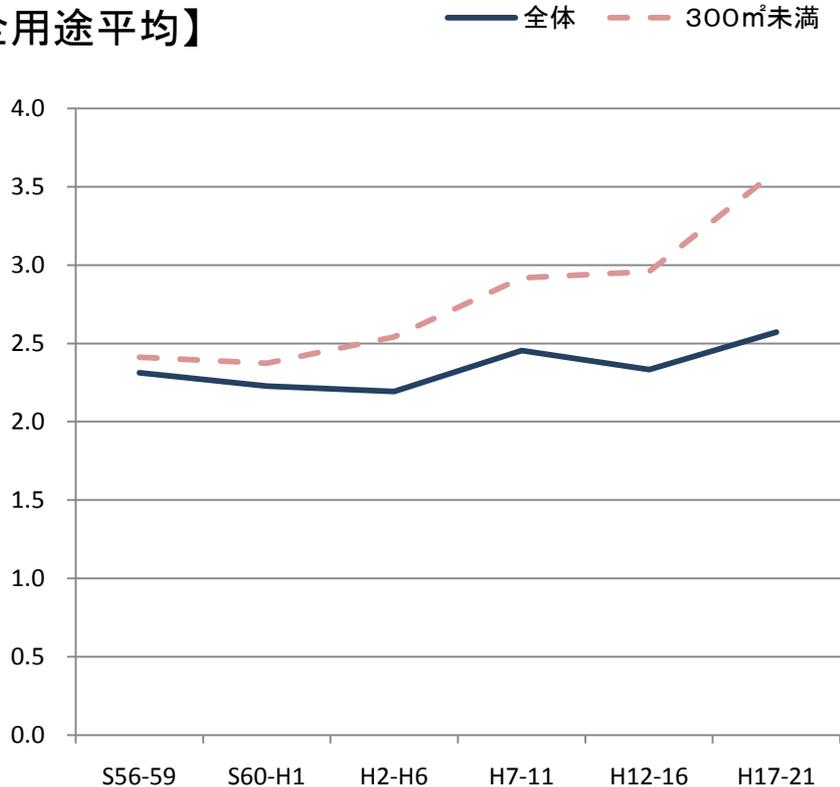
性能規定化に伴う性能評価システムの整備

論点整理の方向(案)	主な意見等
<p>○ 消防法令を「規格」規制から「性能」規制に改めることに伴い、各事業所等や消防用機器等の新製品が有する防火・防災性能について評価・認証する仕組みを整備する必要があるのではないか。</p> <p>(1) 各建築物・事業所等の単位での性能評価システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の建築物等の単位で、採用されるソフト・ハードの対策(法令上例示された組合せ以外によるもの)が必要な防火・防災性能を有することについて、建築物等の関係者の申請により消防長等が確認する仕組みが必要ではないか。 ・ あわせて、現行の消防法施行令第32条のように、個別の建築物等の位置、構造、設備等の状況により、消防法令上要求される水準の対策を満たさないで足りる場合について、申請・確認する仕組みが必要ではないか。 ・ 特に大規模・高層建築物等については、専門機関による評価を経て確認が行われる仕組みが必要ではないか。 <p>(2) 消防用機器・設備等の性能評価システム</p> <p>消防用機器・設備等に係る従来の枠組みを超えた新製品・システム等を迅速・円滑に審査して、防火・防災性能を確保するための方策として評価・認証する仕組みが必要ではないか。</p> <p>※ 性能規定化に伴う消防機関の審査・検査事務負担の増大に対する手当てについて、さらなる検討が必要ではないか。</p>	<p>・性能規定や大臣認定を実効性ある制度とするためには、検定機関等の役割もあるのではないか。</p> <p>・個々の部品単位ではなく全体のシステムとして評価・認証することを可能とすべき。</p>

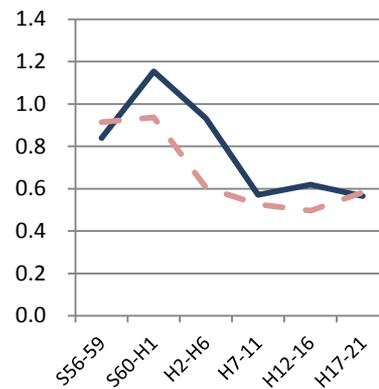
小規模事業所及び大規模・高層建築物等の防火安全対策

論点整理の方向(案)	主な意見等
<p>(1)小規模事業所等の防火安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の小規模化が進む中で火災被害を抑制するために、使用開始届の法的性格の明確化及び防火に関する簡易な自己診断の義務付けにより、実態把握及び防火安全性の向上が期待できるのではないかと(P15参照)。 ・ 自己責任を原則とする個人住宅において住宅用火災警報器の設置が義務付けられていることから、就寝系施設(旅館、有床の診療所、福祉施設(主として自力避難困難者が入所する施設以外のもの)等)については、規模によらず自動火災報知設備又は住宅用火災警報器の設置の義務付けが必要ではないか。 <p>(2)大規模・高層建築物等の防火安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模・高層建築物等については、専門機関による総合的な防火・防災性能の評価を経て、消防法令の適用単位などについて特例的な取扱いができる仕組みが必要ではないか。 ・ 大規模建築物や同一敷地内の建築物群における全体的なレイアウトや建築物の構造に係る消防ニーズに関する事項(※)について、より積極的な実現のための具体的な手当てを検討してはどうか。 <p>※ 敷地内通路や防災センターの配置、非常用エレベータや非常用進入口等の消防隊のアクセス経路に関する事項 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模防火対象物における使用途中での用途変更などを的確に把握するため、使用開始届を効果的に活用すべき。 ・ 300㎡未満の小規模な旅館・ホテル等についての火災警報器の設置義務化はぜひやるべき。 ・ 建築物の特性を評価して特別な取扱いができるような仕組みを検討すべき。 ・ 自主的に防火安全対策を確保することを売りにするような社会的な動きを作り出すことができればよい。

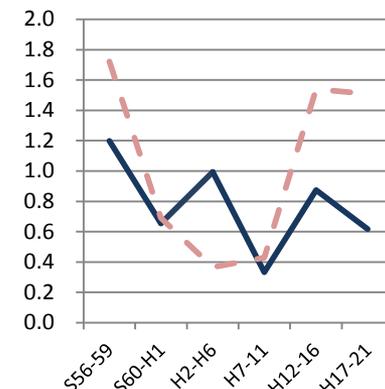
【全用途平均】



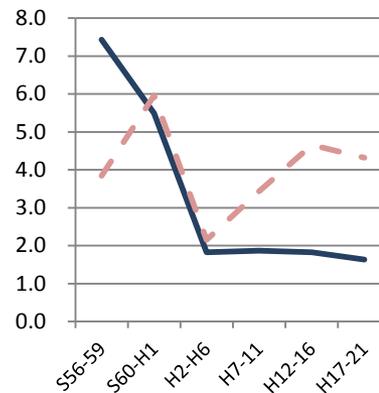
飲食店



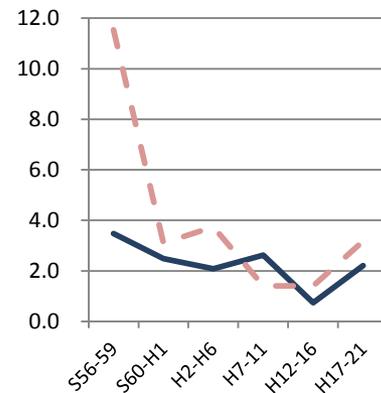
物品販売店



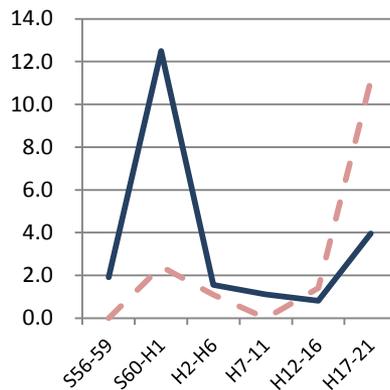
旅館・ホテル



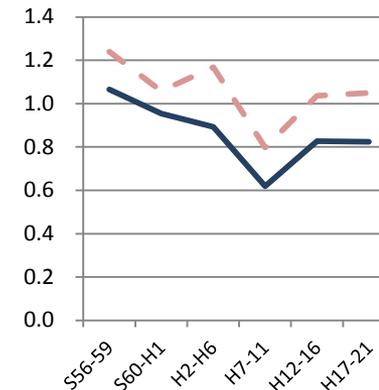
病院



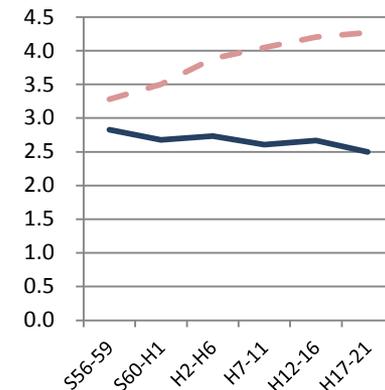
社会福祉施設



その他事業場



複合用途



近年においては、用途毎にその度合いには差があるが、全体平均より小規模平均が上回る傾向にある。

消防用機器等の公的認証制度のあり方

論点整理の方向(案)

主な意見等

(1) 消防用機器等に関する公的認証制度体系の整理

「鑑定」を廃止し、消防法上の公的認証制度を「検定」、「自主表示」及び「認定」の3つに類型化した上で、対象品目等について主に以下のような整理を検討してはどうか。

① 検定

- ・ 現行の検定対象14品目を見直し、主に消防機関が使用する品目は「自主表示」、重要性が低下している品目は「認定」に移行。
- ・ 検定業務の実態を踏まえ、「個別検定」の名称を「適合性検定」(仮称)に改め、優良な製造業者に対してはデータ審査方式等の自主的な検査手法の導入。

② 鑑定

- ・ 「鑑定」については廃止し、現行の対象品目については以下の方向で整理。
 - i すべての住宅に設置義務があり、消防特有の製品である「住宅用火災警報器」は「検定」に移行。
 - ii 設置義務はないが、消防特有の製品であり一般家庭に広く流通している「エアゾール式簡易消火器」は「自主表示」に移行。
 - iii 消防法第17条の消防用設備等の部品である品目は「認定」に移行、それ以外の品目は、消防法上の公的認証制度の対象外。

(2) 品質確保の実効性向上のための措置

「適合性検定」(仮称)の導入等と併せて、不良品のリコール命令等の事後規制の手法の導入、無表示販売等に係る罰則の強化を検討してはどうか。

※ 基本問題部会の下に設置している「公的認証のあり方に関する作業チーム」における検討を踏まえ、認証制度の前提となる基準・規格のあり方や新製品を迅速・円滑に審査し、認証できる枠組みを含め、公的認証制度のあり方全般について整理。

※「公益法人事業仕分け」(平成22年5月24日)の評価結果

① 検定事業:「見直し」(自主検査の導入、実質的な民間参入ができるよう見直しを行う:日本消防検定協会)

② 鑑定事業:「廃止」(設置義務のない消火器は検定、すべての住宅に設置義務のある住宅用火災警報器は鑑定となっており、制度上矛盾。製造業者による自主検査の拡大を検討するという意味で鑑定制度は廃止:日本消防検定協会)

消防用機器等に関する認証制度の概要

平成22年9月現在

	検定 	自主表示 	認定 	鑑定 
根拠条文	消防法第21条の2 (マーク)消防法施行規則別表第三	消防法第21条の16の2 (マーク)消防法施行規則別表第四	消防法第17条の3の2 消防法施行規則第31条の4 (マーク)平成12年消防庁告示第19号	消防法第21条の36 (マーク)根拠規定なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 日本消防検定協会又は登録検定機関が、規格省令に適合することを検査し、合格の表示。 合格表示が付されたものでなければ、販売や陳列、工事使用等は禁止。 	<ul style="list-style-type: none"> 製造事業者が自ら、規格省令に適合することを検査し、適合している旨の表示。 適合表示が付されたものでなければ、販売や陳列、工事使用等は禁止。 	<ul style="list-style-type: none"> 登録認定機関が、省令・告示に定められている技術基準に適合することを認定し、適合している旨の表示。 消防機関による消防設備等の設置時検査において、必要な技術基準に適合しているとみなされ、建物関係者による作動試験結果報告書等の提出が不要。 	<ul style="list-style-type: none"> 消防法上、日本消防検定協会の業務の一つとして規定。(法的効果については、特段の規定なし)
実施主体	日本消防検定協会 又は登録検定機関 (登録検定機関は現在のところなし)	製造事業者 (※規格省令への適合は、実態上、日本消防検定協会が、製造事業者からの依頼に基づく受託試験で確認)	登録認定機関 (日本消防設備安全センター、日本消防検定協会、日本電気協会など7機関)	日本消防検定協会
対象品目	<ul style="list-style-type: none"> 消火器 閉鎖型スプリンクラーヘッド 感知器・発信機 など14品目 (消防製品に特有な基幹的な機械器具等)	<ul style="list-style-type: none"> 動力消防ポンプ 消防用吸管 2品目 (消防製品に特有な基幹的な機械器具等のうち、主として消防機関が使用するもの)	<ul style="list-style-type: none"> スプリンクラー配管継手 スプリンクラーポンプ 非常電源 など37品目 (一定の用途及び規模の建物に設置義務がある消防用設備等又はこれらの部分である機械器具)	<ul style="list-style-type: none"> 住宅用火災警報器 エアゾール式簡易消火器 消火器用圧力計 など19品目 (省令・告示等に技術基準が定められている機械器具等のうち、検定対象品目の消耗部品や類似品等)

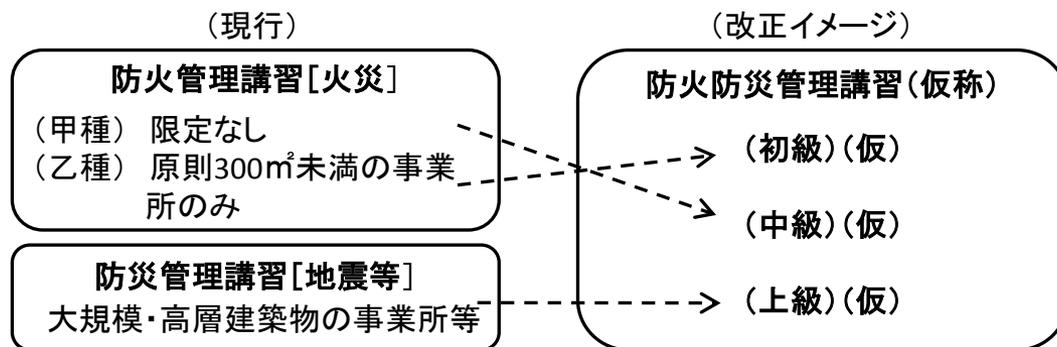
講習制度のあり方

論点整理の方向(案)

主な意見等

(1) 防火管理制度と防災管理制度の統合に伴う講習制度の体系整理
規制体系の再編の一環として、防火管理制度と防災管理制度の統合が図られる場合、講習制度の体系についても、これに対応した以下の見直しが必要ではないか。

- ・ 防災管理講習は防火管理制度に統合し、大規模・高層建築物の事業所等の防火管理者向けの上級課程的な位置付けとする。



- ・ 同様に、防災管理点検資格者講習は防火対象物点検資格者講習に統合。

(2) その他火災予防行政の総合的見直しと併せた講習・資格制度の改正

上記改正と併せて、例えば複合ビルの防火責任体制の明確化や規制体系の再編に伴い、資格者として講習受講者を配置すべき事業所等の範囲や、講習修了者が行うことのできる業務の範囲等について見直しが必要となる場面があるのではないか。

※ 以上の制度改正に先立って、受講者の負担軽減の観点から、消防法に基づく講習の現行のカリキュラム基準等を見直すため、年内に関係の省令・告示等を改正し、平成23年度から施行する予定。

- ・ 防火管理講習と防災管理講習の統合については基本的に賛成。
- ・ 講習統合の機会に、小規模事業所についても地震対策を学ばせるようにしてはどうか。
- ・ 被害の軽減を確実に図るという観点から講習の効率化ありきの改正は避けるべき。必要な防火安全性能は確保すべき。
- ・ 2日間の講習は、複合ビルのテナントにとって負担感が大きく、受講自体がままならないケースもある。講習科目の単位化やeラーニングの導入等、負担軽減策を図るべき。

※「公益法人事業仕分け」(平成22年5月24日)の評価結果

- ・ 講習事業:「見直し」(講習料等の引き下げなどの見直しを行う: 日本消防設備安全センター、日本防火協会)